

2025 年度権利擁護支援研究会

基調講演・パネル資料

身寄りなき人の終活支援

～おひとりさまの増加にどう対応するのか～

私たちが取り組むべき課題を探る

2026 年 1 月 31 日

奈良弁護士会

目次

1. 進行次第

2. 基調講演資料

- ◆ 福岡市社会福祉協議会……………1/40

3. パネルディスカッション資料

- ◆ 奈良市福祉政策課……………22/40
- ◆ 奈良市社会福祉協議会 ………………29/40
- ◆ 宇陀市権利擁護センター……………33/40

※基調講演・パネル・視察報告書等の資料は、下記で閲覧可能です。

ダウンロード可能期間がありますので、ご留意下さい。



→URL <https://www.naben.or.jp/event/9904/>

2025年度権利擁護支援研究会

「身寄りなき人の終活支援～おひとりさまの増加にどう対応するのか～

私たちが取り組むべき課題を探る」

進行次第

日時:2026年1月31日(土)午後1時～4時半

場所:奈良弁護士会3階会議室

1 開会のあいさつ

2 基調講演「福岡市における終活支援と地域共生のまちづくり」

福岡市社会福祉協議会終活サポートセンター所長 吉田 時成 氏

3 各地の視察報告

奈良弁護士会会員

(高齢者障がい者支援センター運営委員会委員)

(休憩 15分)

4 パネルディスカッション

パネリスト 奈良市福祉政策課 係長 津田 佑樹 氏

奈良市社会福祉協議会 井上 啓子 氏

宇陀市権利擁護センター課長補佐 貝田 勝也 氏

コメンテーター 福岡市社会福祉協議会

終活サポートセンター所長 吉田 時成 氏

コーディネーター 奈良弁護士会会員 弁護士 福本 佳苗

5 閉会のあいさつ

-----MEMO-----

福岡市における終活支援と 地域共生のまちづくり



本日の流れ

1. 身寄りなし問題の現状

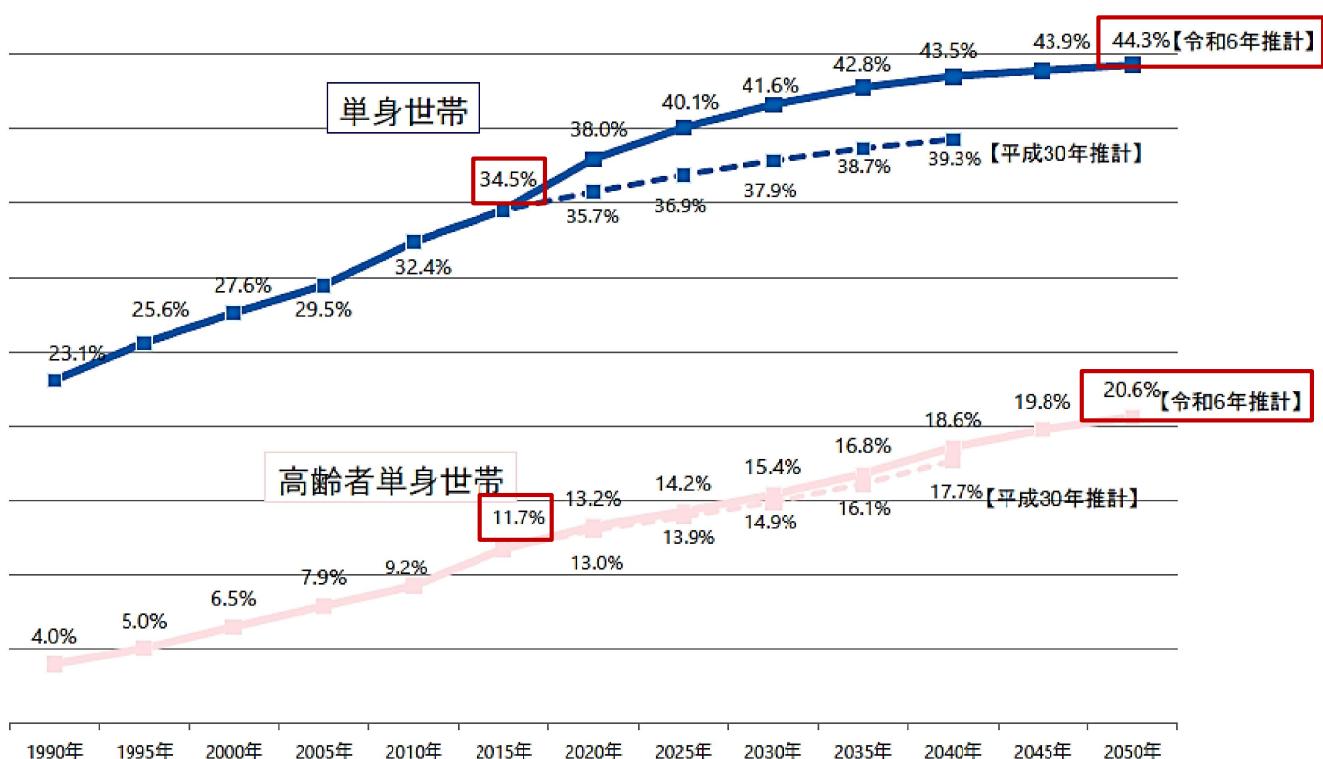
- 1) 社会背景と動向
- 2) 多様な課題と対応例

2. 終活を切り口とした権利擁護支援

- 1) 終活サポートセンター
- 2) ずっとあんしん安らか事業
- 3) やすらかパック事業

I. 身寄りなし問題の現状 Ⅰ) 社会背景と動向

世帯構成の推移と見通し（前回推計との比較 全国）



（出典）総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6年推計・平成30年推計）」

（※1）世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

（※2）子については、年齢にかかわらず、世帯主との継ぎ柄が「子」である者を指す。

3

I. 身寄りなし問題の現状 Ⅰ) 社会背景と動向

令和5年10月12日 認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（第2回） 総理発言（抜粋）

独居高齢者の更なる増加が見込まれる中、高齢者の生活上の課題への取組みが重要です。このため、内閣官房に省庁横断型の調整チームを立ち上げ、厚生労働省が始めた実態把握調査でも、関係府省の参画を得た検討会を近く設置いたします。

こうした体制とともに、**身寄りのない方々を含め、高齢者等への住まいの確保、入院時や入居時等の身元保証の課題、さらには消費者被害の防止に取り組んでまいります。**



出典 首相官邸HPより

令和5年11月13日 認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（第3回） 総理発言（抜粋）

身寄りのない高齢者の生活上の課題については、本日御紹介いただいたように、万が一に備えた金銭管理の心配や、住み替え問題といった目に見える具体的な課題も重要ですが、それだけでなく、その背景にある高齢者が抱える多様で複雑化している課題に寄り添うことが大切です。

そのためにどのような支援や体制が必要となるのか、先般立ち上げた内閣官房の調整チームを中心に、課題の整理を急いでください。



出典 首相官邸HPより

4

I.身寄りなし問題の現状 Ⅰ)社会背景と動向

厚労省 地域共生社会の在り方検討会議(令和6~7年)

趣 旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により重層的支援体制整備事業が新設された。

施行5年後を目途に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることから、地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を確認するとともに、地域共生社会の実現に資する施策の深化、展開、整備の在り方や、重層的支援体制整備事業における取組の方向性について検討することを目的として開催する。

検討事項(1)

「地域共生社会」の実現に向けた方策

※地域共生社会の概念の再確認、施策の深化・展開、包括的支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業に関する今後の方向性

検討事項(2)

社会構造の変化等に伴う、
身寄りのない者が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方

検討事項(3)

成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

5

新たな事業(新日自事業(仮称))について②

事業のイメージ

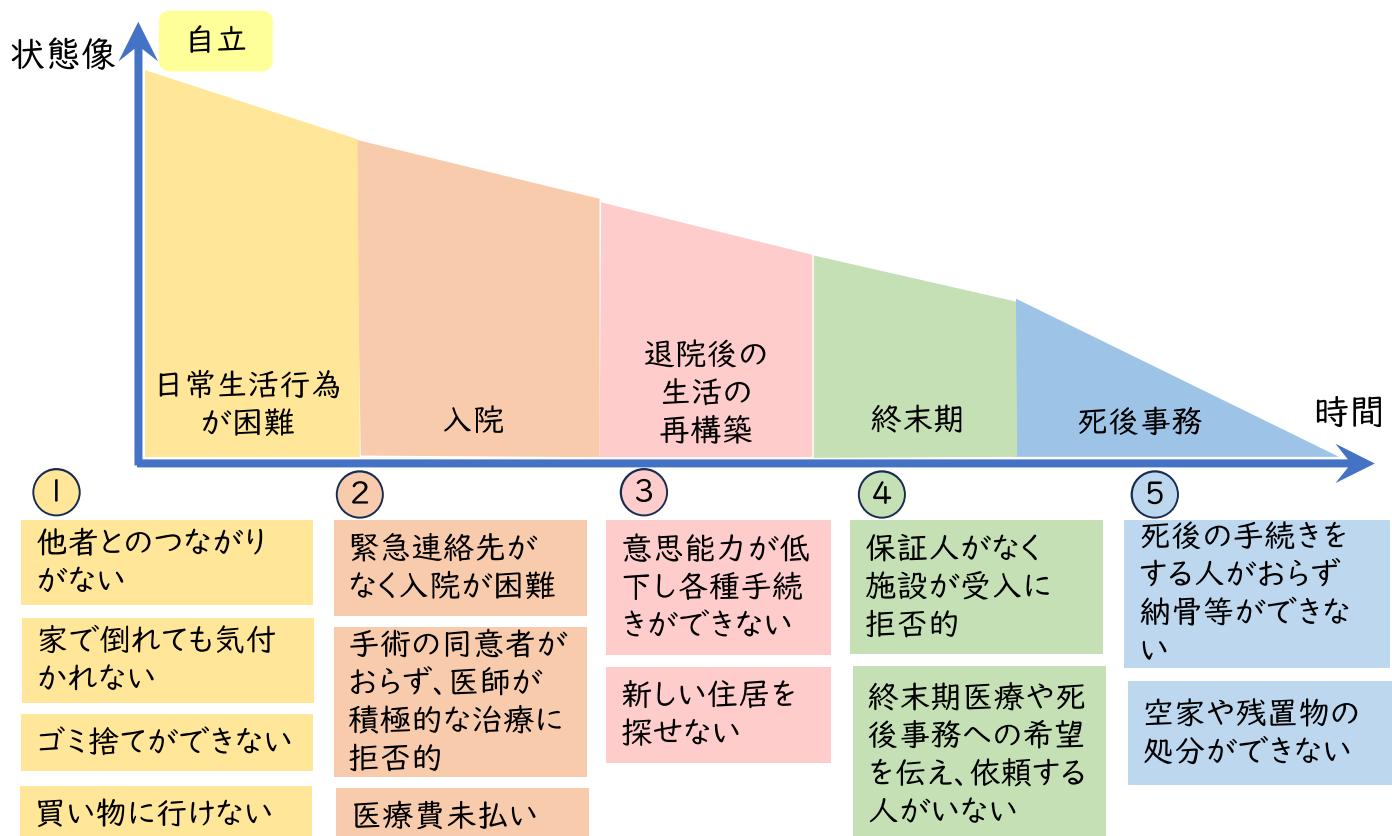
「第9回 地域共生社会の在り方検討会議」
資料抜粋(厚労省 令和7年3月27日)

- 身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人を主な対象として、第二種社会福祉事業の「福祉サービス利用援助事業」の内容を見直し、以下の⑦～⑨を主な内容とする事業を実施する。
 - ⑦日常生活の支援(日常的な金銭管理に関する支援(書類預かりを含む)、福祉サービス等の利用等に関する支援(手続支援、苦情解決制度の利用を含む)、(左記に付随した)定期的な訪問による生活変化の察知等)
 - ⑧入院・入所等の円滑な手続支援(緊急連絡先の指定、入退院時の付き添い、入退院時の支払代行手続等)
 - ⑨死後事務の支援(葬儀、納骨、家財処分の手続支援(履行確認含む)、官公庁等での手続等)
- 原則として資力に応じた利用料とし、資力が十分にない者は、無料・低額で事業を利用できるようにする。
- 利用に当たっては、本人(又は代理人)と契約を締結する。契約に当たっては、本人が締結しようとする契約の内容と結果を認識し判断する能力を有していることが必要とする。【現行の福祉サービス利用援助事業と同様の考え方】
- 利用者本人への意思決定支援を確保する必要がある。
- 信頼性を高め、利用者にとって安心して利用できるようにするために、事業の実施主体において、外部の第三者による運営監視を確保する。

※ 担い手拡充のため、事業の実施主体に制約を設けないが、地域で少なくとも1事業者が実施する方策を検討する。

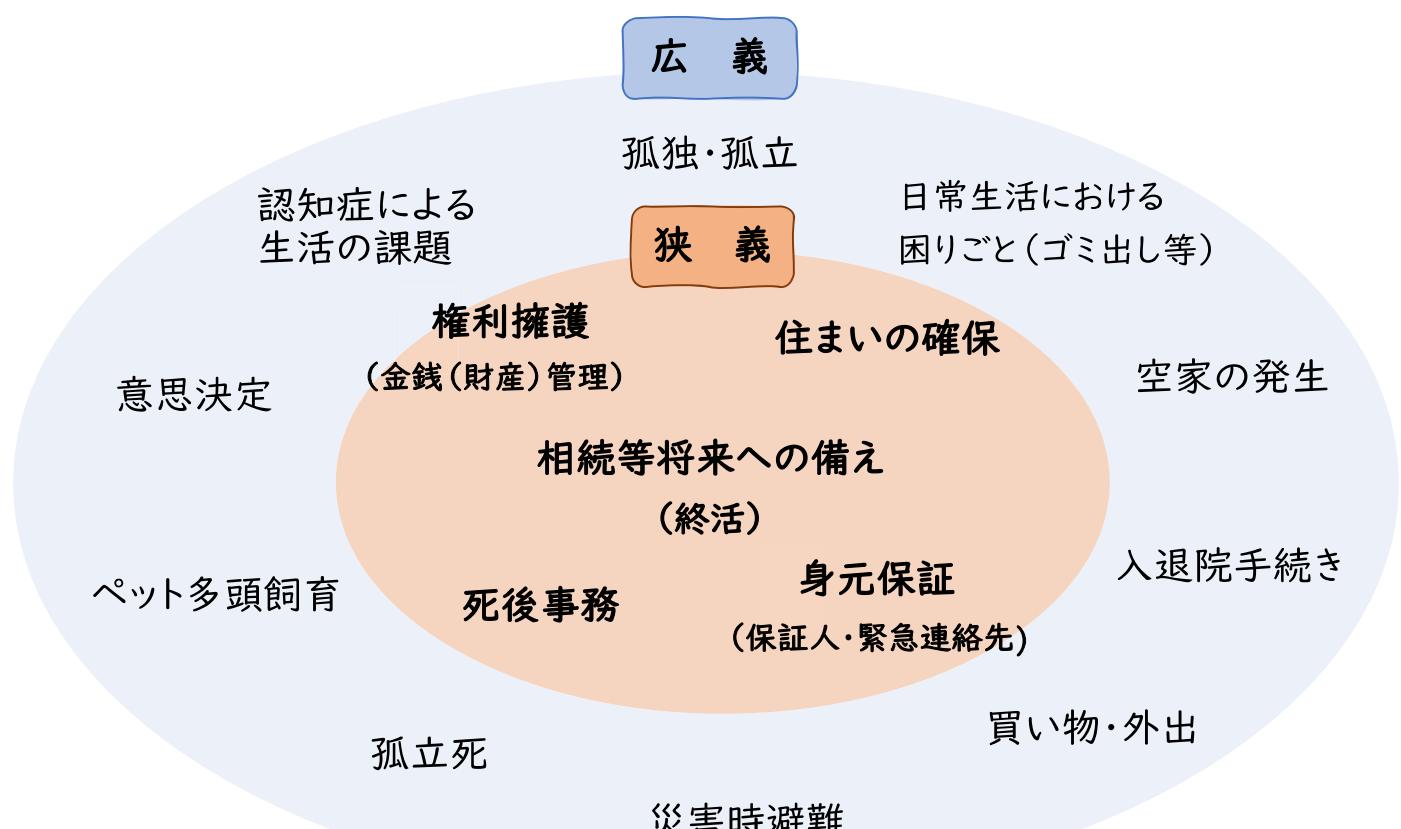
I. 身寄りなし問題の現状 2) 多様な課題と対応例

高齢期の状況変化と身寄り(親族)がない場合に生じる課題例



I. 身寄りなし問題の現状 2) 多様な課題と対応例

身寄り問題の捉え方と具体的課題の分布



I.身寄りなし問題の現状 2) 多様な課題と対応例

「狭義」の課題 ① 住まいの確保、空き家の発生

- ・緊急連絡先や保証人を確保できないため、賃貸借契約時に家賃債務保証会社や大家の審査が極めて厳しい
- ・施設入所後や死亡後に所有物件が空家となってしまい、管理者が不在で防犯・防災・景観等の課題を抱える

福岡市社協の取組み

・住まい・まちづくりセンター (R2設置)

住まいサポートふくおか R6相談実績：771件

居住支援法人 R6相談実績：84件

社会貢献型空家バンク 空家活用件数：12件



(寺のお堂を障がいの自立訓練施設へ空家活用)



上記課題に関連する重要な動き、政策等

- ・残置物の処理等に関する契約の活用手引き(国交省・法務省 令和3年度)
- ・住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会(厚労・国交・法務 令和5年度)
- ・住宅セーフティネット法一部改正(国交省・令和6年度)
- ・生活困窮者自立支援法一部改正(厚労省・令和6年度)

9

I.身寄りなし問題の現状 2) 多様な課題と対応例

「狭義」の課題 ② 権利擁護、金銭(財産)管理

- ・認知症の発症などにより、適切な金銭(財産)管理ができなくなり、税金や公共料金などの支払い漏れが生じ生活に支障
- ・金銭搾取や消費者被害に遭うなど、権利を侵害されやすい

福岡市社協の取組み

・日常生活自立支援事業・法人後見事業

内容:判断能力が低下した方の金銭管理や相談支援、代理権の行使等による権利擁護

R6相談実績: 383件(日常生活自立支援事業のみ)



・成年後見推進センター(中核機関)※市受託事業

R6相談実績: 1,389件

上記課題に関連する重要な動き、政策等

- ・第二期成年後見制度利用促進基本計画(厚労省・計画期間:令和4~8年度)
- ・新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業(厚労省・令和4年度~)

I.身寄りなし問題の現状 2) 多様な課題と対応例

「広義」の課題 ① 孤独・孤立、孤独死

- ・家族や社会とのつながりがなく、他者との接触がない状態を「社会的孤立」と呼び、孤立死や引きこもりなど多くの社会課題の要因となっている
- ・近所付き合いの希薄化、周囲から孤立することで必要な情報を得ることができない

福岡市社協の取組み

・ふれあいネットワーク

(ネットワークによる訪問活動)



対象世帯数:47,000世帯 (R6実績)

・ふれあいサロン

延べ利用者数:86,401人 (R6実績)



(サロンの様子)

I.身寄りなし問題の現状 2) 多様な課題と対応例

「広義」の課題 ② 日常生活における困りごと

- ・高齢単身により、介護保険サービスではカバーできない、ゴミ出しや電球交換、草取りなどのちょっとした「困りごと」を抱える人が増加
- ・いわゆる自費ヘルパーの料金を支払うことが難しく、住民同士の助け合いで解決する生活支援活動の必要性が高くなっている

福岡市社協の取組み

・生活支援ボランティアグループ

活動グループ数 56団体 (R6実績)

内容:校区・町内でグループ結成

見守り活動の延長で対応

有償or無償など多種多様



(すだれの取り付け)

(電球交換)



若久おたけ隊

I.身寄りなし問題の現状 2) 多様な課題と対応例

「広義」の課題 ③ 災害時被害

- ・災害時において、単身高齢者など情報を受け取ることが困難な「情報弱者」への対応が必要
- ・災害時に自分だけでは避難することができない「避難行動要支援者」に対して、地域で支え合う体制づくりが必要

福岡市社協の取組み

・地域における避難訓練

避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備

ふれあいネットワークなどの

日頃からの見守り体制の充実



(地域における避難訓練の様子)

I.身寄りなし問題の現状 2) 多様な課題と対応例

「広義」の課題 ④ 買い物・外出

- ・高齢化による身体的状況の変化や、商店の閉店等によって買い物環境が変化
- ・バス・電車の減便や路線廃止といった、地域によっては交通事情の変化により買い物するための手段が減少

福岡市社協の取組み

・地域が主体の買い物支援を推進

例) 買い物支援バス

移動販売

行事への送迎

ボランティアによる外出支援 など



(行事への送迎)



(買い物支援バスへの購入品の積み込み)

I. 身寄りなし問題の現状 2) 多様な課題と対応例

「広義」の課題 ⑤ 認知症による生活の課題

- ・認知症が原因で、外出して自宅に戻れなくなるなど、生活上での混乱や周囲とのトラブルが発生
- ・認知症から閉じこもりがちになり、他者との交流が少なくなることで、身体機能低下や認知症進行という悪循環に陥る

福岡市社協の取組み

・認知症の方を地域で支えるための体制づくり

地域による認知症声かけ訓練・行方不明者捜索訓練
認知症カフェ
認知症サポーター養成講座
その他、啓発活動



(認知症声かけ訓練)

15

本日の流れ

I. 身寄りなし問題の現状

- 1) 社会背景と動向
- 2) 多様な課題と対応例

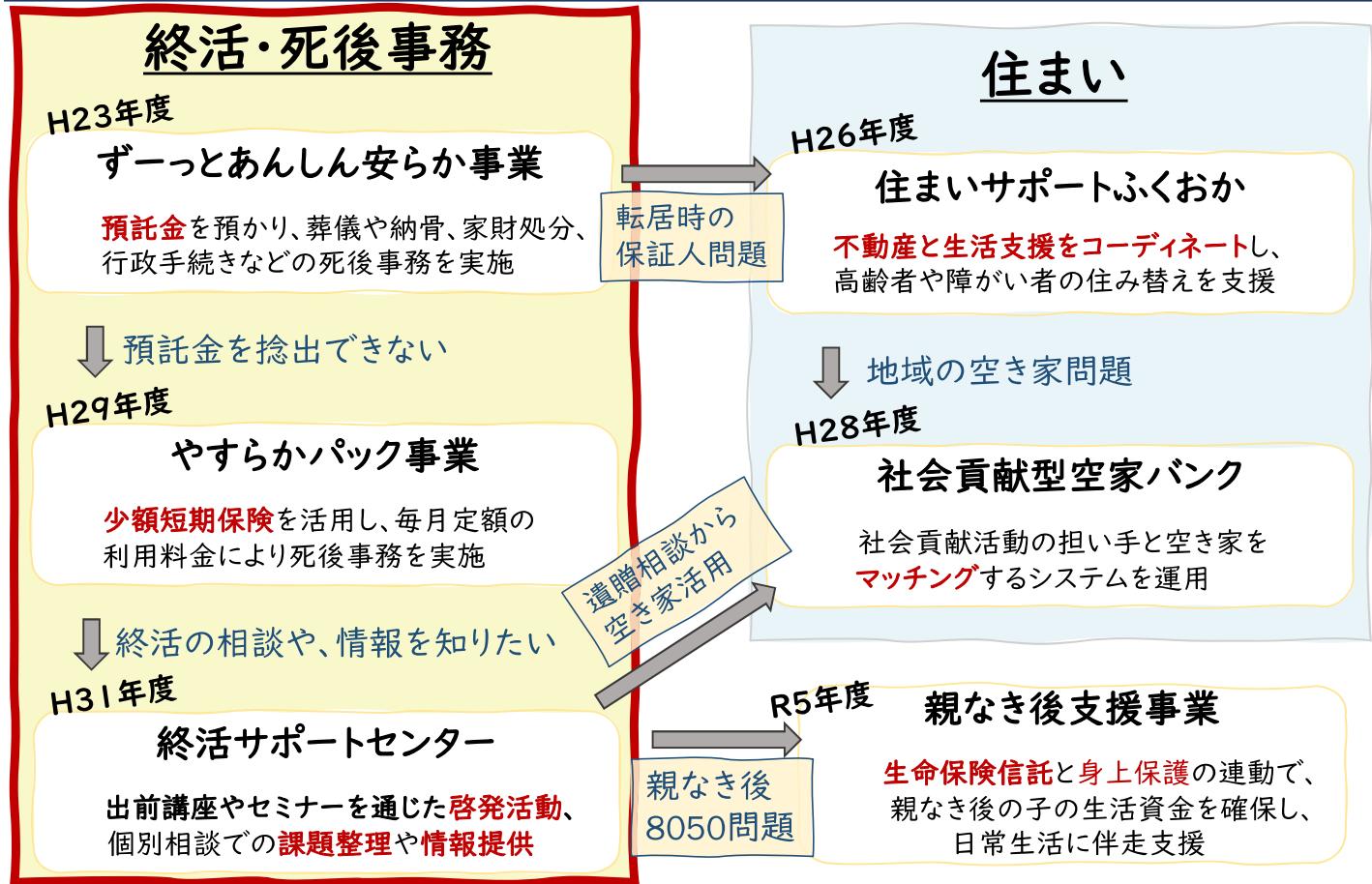
2. 終活を切り口とした権利擁護支援

- 1) 終活サポートセンター
- 2) ずっとあんしん安らか事業
- 3) やすらかパック事業

16

2. 終活を切り口とした権利擁護支援

福岡市社協による事業開発の流れ



2. 終活を切り口とした権利擁護支援 Ⅰ) 終活サポートセンター

センター開設の経緯

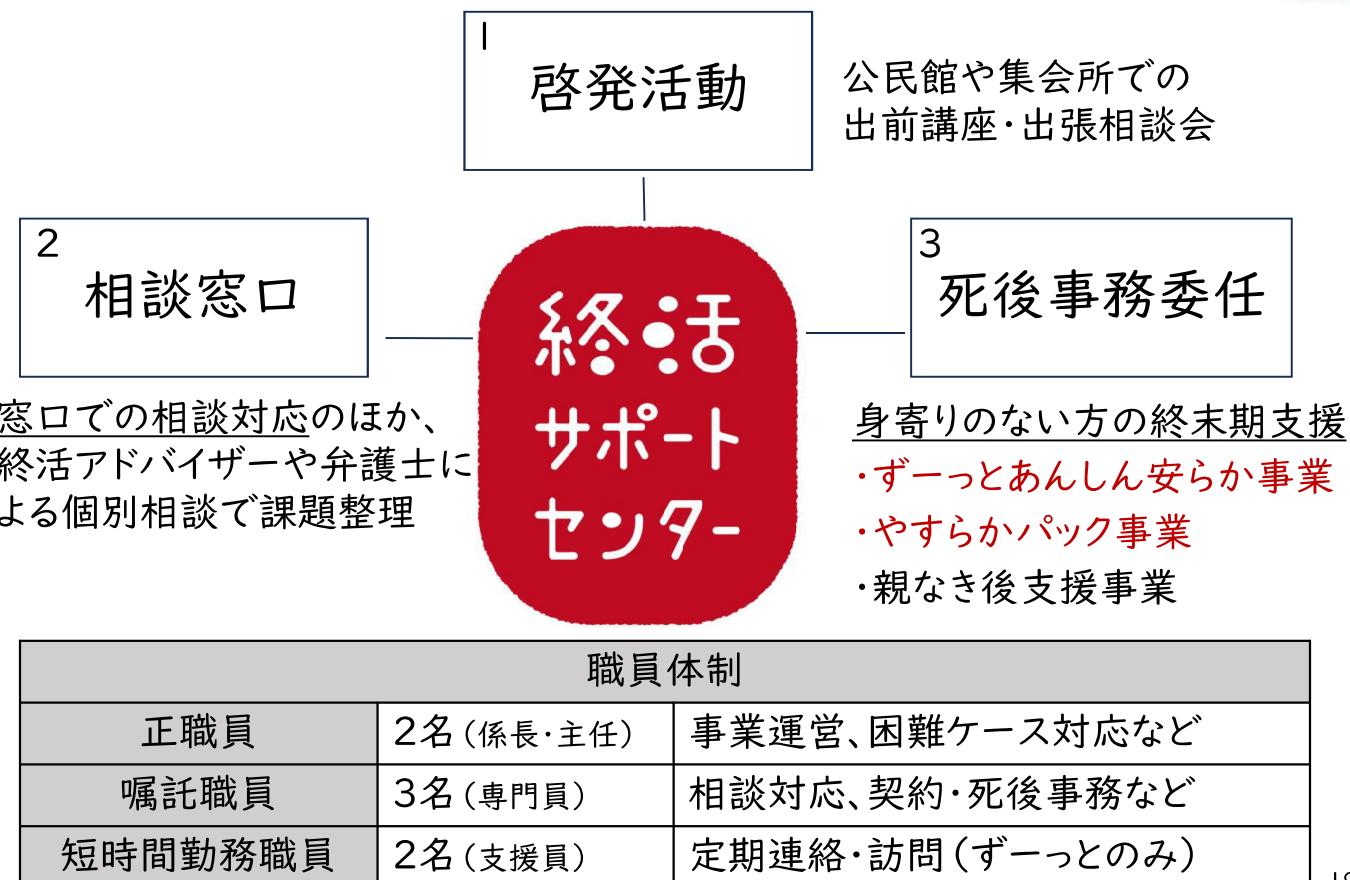
終活
サポート
センター

- 死後事務委任事業だけでなく、介護サービス、認知症の不安、生きがいづくり、保証人、相続、マネープラン…
終活にまつわることは、多岐にわたる
- おひとり様が増え、これまで以上に**家族に頼ったあり方を変えていく必要**がある
- 早い段階から自身の将来について考え、生き方や逝き方を決める準備のお手伝い

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 ①) 終活サポートセンター

終活
サポート
センター

センターの三つの機能



19

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 ①) 終活サポートセンター

終活
サポート
センター

センターの実績 ①

● R6年度 相談件数: 1,317件 ※延べ件数

① 相談方法

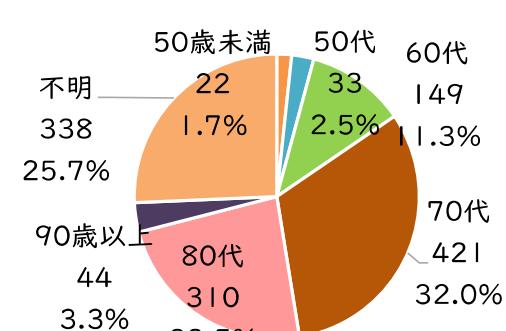
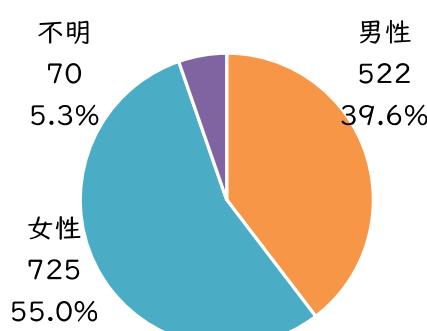
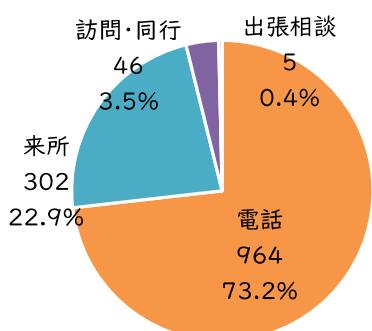
		件数
1	電話	964
2	来所(予約制含む)	302
3	訪問・同行	46
4	出張相談	5

② 性別

		件数
1	男性	522
2	女性	725
3	不明	70

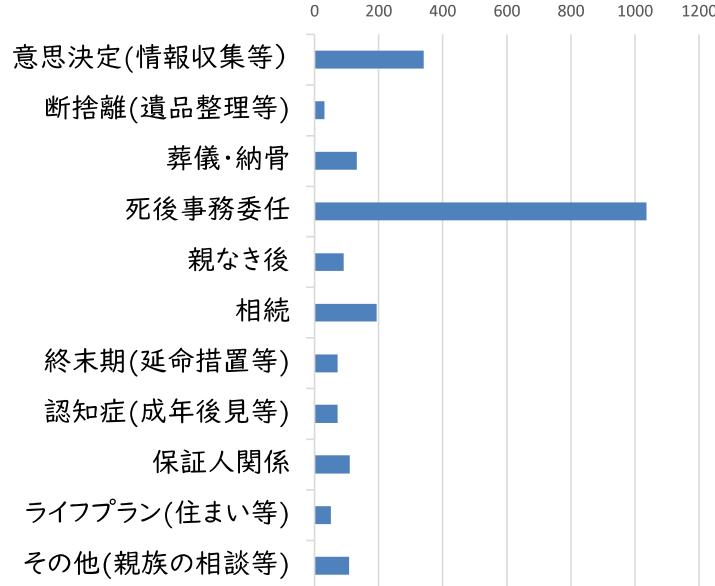
③ 年代

		件数
1	50歳未満	22
2	50代	33
3	60代	149
4	70代	421
5	80代	310
6	90歳以上	44
7	不明	338



④相談内容(複数回答)

		件数
1	意思決定(情報収集等)	341
2	断捨離(遺品整理等)	31
3	葬儀・納骨	132
4	死後事務委任	1,035
5	親なき後	91
6	相続	194
7	終末期(延命措置等)	72
8	認知症(成年後見等)	72
9	保証人関係	110
10	ライフプラン(住まい等)	51
11	その他(親族の相談等)	108



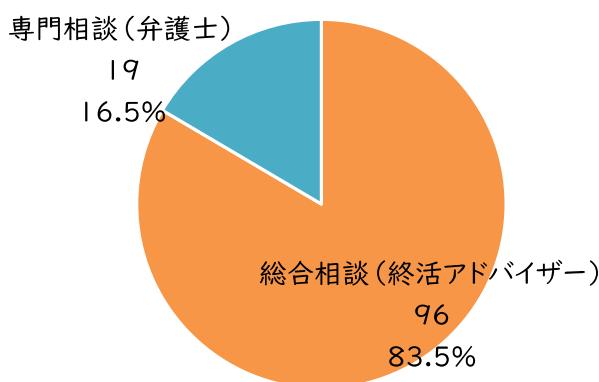
21

2.終活を切り口とした権利擁護支援 ①)終活サポートセンター

センターの実績 ③

⑤予約制相談

		件数
1	総合相談 (終活アドバイザー)	96
2	専門相談(弁護士)	19
	合計	115



⑥終活出前講座

終活出前講座	59回
講座参加者数	1,423名

出前講座の主な対象者は、「これから終活を始める方」。

講座のテーマは、以下のものが中心。

- ① エンディングノートの書き方
- ② 終活カードゲーム

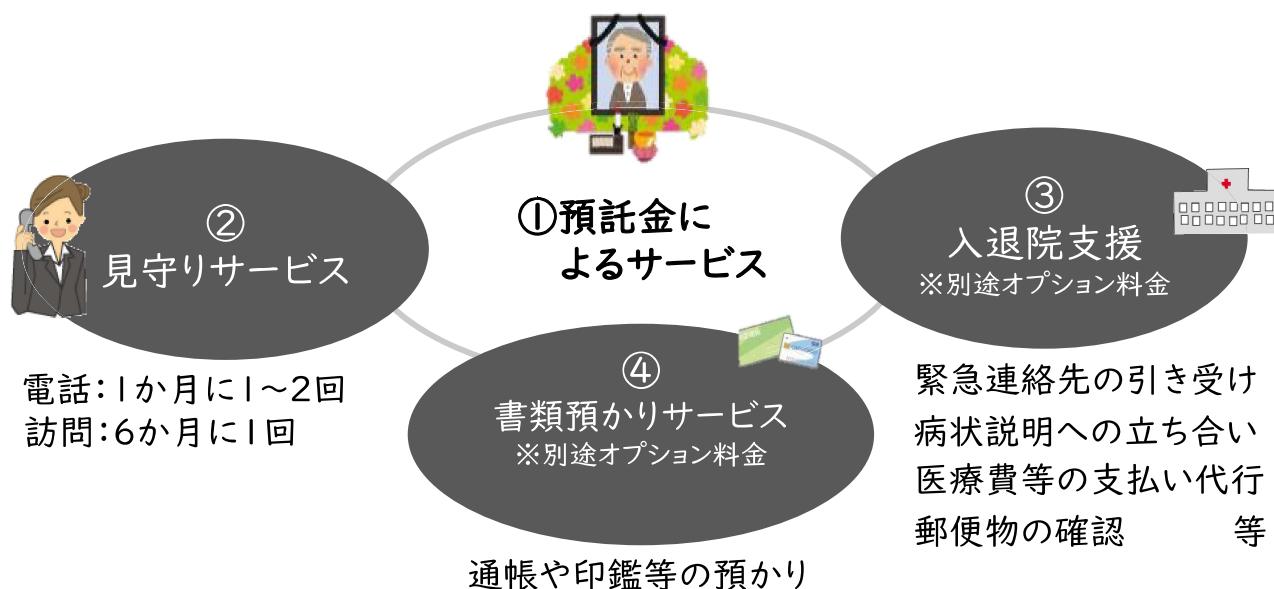
22

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 2) ずっとあんしん安らか事業

制度概要



あらかじめ預託金をお預かりして、契約した方が亡くなった時に、預かった金額内で葬儀・納骨・公共料金等の精算や家財の処分などの死後事務を行う事業。(H23年度開始)



23

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 2) ずっとあんしん安らか事業

対象要件



- 福岡市内に居住する原則70歳以上の方
(世帯全員70歳以上であること)
- 明確な契約能力を有する方
- 原則として子がない方・頼れる親族がない方
- 生活保護を受給していない方

24

新規契約までの手続き



- ① 預託金返還のために、公正証書遺言を作る
又は 引渡人(推定相続人等)を決める
- ② 葬儀内容・納骨先の確認
- ③ 家財処分の見積り
- ④ 預託金額の決定
- ⑤ 支援計画書の作成
- ⑥ 契約

25

死後事務の手続き



- ① 死亡の連絡を受ける
- ② 葬儀社に連絡
- ③ 葬儀社にて、葬儀打合せ、見積もり
- ④ 葬儀・出棺・火葬・納骨の実施
- ⑤ 家財処分の実施
- ⑥ 行政手続等の実施

例えば、

 - ・区役所: 保険証や手帳の返還等
 - ・年金保険事務所: 年金停止の手続き等
 - ・その他: 住宅退去手続き、公共料金精算等
- ⑦ 預託金精算 → 引渡人又は遺言執行者へ返還
預託金のうち、5万円が社協執行費用
- ⑧ 契約終了

26

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 2) ずっとあんしん安らか事業

サービス料金



1 入会金、年会費

①入会金 15,000円

②年会費 10,000円/年

2 見守りサービス

見守りサービス 無料

3 入退院支援サービス

①緊急連絡先のみ	1,000円/回	④入院中支援	2,000円/回
②入院前支援	2,000円/回	⑤退院支援	2,000円/回
③入院時支援	2,000円/回	⑥転院・入所支援	4,000円/回

4 預託金

①葬儀・納骨 + ②必要経費等の支払い 500,000円～
③残存家財処分サービス 業者見積額

5 書類預かりサービス

書類等預かり 3,000円/年

27

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 3) やすらかパック事業

開発の経緯



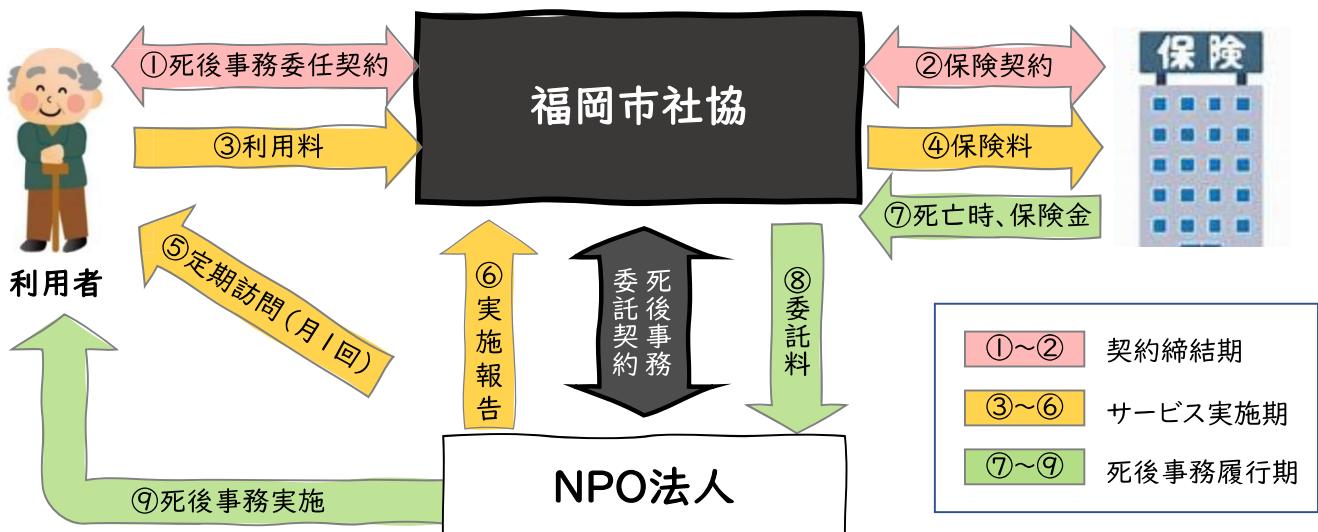
『ずっとあんしん安らか事業』は
本人の希望に沿った葬儀・納骨等を行うため、
事前にまとまった額(最低50万円)の預託金を
社協に預けることが必要

- 死後事務を依頼したいが、
低所得であることから預託金を準備することが難しい
- 預託金の分割方式はリスクあり
- 少額短期保険を利用し、
月額利用料の支払いで死後事務を実施する
『やすらかパック事業』を開始

28

制度概要 ①

生前の契約により、毎月定額の利用料金の支払いのみで、直葬、納骨、家財処分、役所の手続きなどの死後事務をおこなう事業。(H29年度開始)



29

制度概要 ②

<サービス内容> 委託業者(NPO法人)が実施

生前支援

①月1回の定期訪問

死後事務

②直葬(※直葬のみ、葬儀社指定不可)

③納骨(※原則、指定埋葬先へ納骨。購入済の納骨先があれば対応可)

④家財処分

⑤行政手続き等

※本人の財産は預かっていないため、清算業務は遺言執行で対応

<利用料金>

【契約時の年齢】と【健康状態】で、利用料は決定する

契約年齢	利用料(月額)	3割増	5割増	7割増
40~69歳	3,000円	3,900円	4,500円	5,100円
70~74歳	3,500円	4,550円	5,250円	5,950円
75~79歳	4,000円	5,200円	6,000円	6,800円
80~84歳	4,500円	5,850円	6,750円	7,650円
85~89歳	5,000円	6,500円	7,500円	8,500円

30

対象要件

- ① 福岡市内に居住する40歳以上90歳未満の方
- ② 明確な契約能力を有する方
- ③ 生活保護を受給していない方
- ④ 保険会社の引受要件に該当する方
(心不全・肝硬変等を罹患していない、要介護2以下)
- ⑤ 死後事務を行うことのできる親族がいない方
- ⑥ 『声の訪問』等の見守りサービスを利用できる方

※『声の訪問』とは、福岡市が65歳以上の高齢者等を対象に、日曜・祝日以外の決まった時間に安否確認の電話連絡をする事業。

31

2.終活を切り口とした権利擁護支援 - 死後事務委任事業の事例

余命告知による契約準備期間の短縮

性別	契約年齢	ケースの特徴
男性	66歳	余命告知(予後2か月程度)、及び年齢が契約要件に未到達

契約時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・病院のワーカーより「身寄りのない入院患者の死後事務」について相談受付。 ・<u>末期がんのため、予後2~3か月</u>との診断あり。 ・<u>ずっとあんしん安らか事業</u>では<u>契約年齢70歳に未到達</u>、<u>やすらかパック事業</u>では<u>余命告知されているため保険契約不可</u>。
--------	--

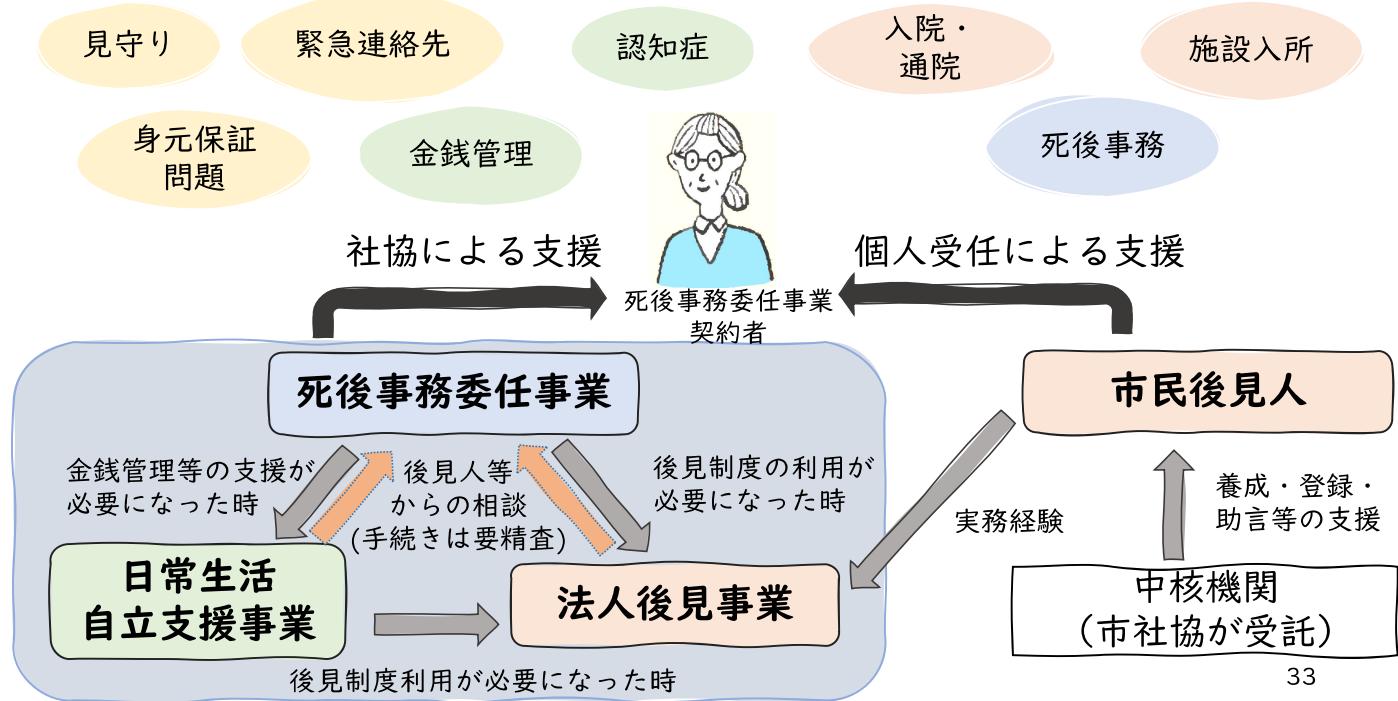
支援の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ずっとあんしん安らか事業</u>を契約する方針で、<u>年齢要件を特別に緩和することの可否</u>を「死後事務委任事業運営審査会」で審議し、「契約すべき」と判断。 ・服薬の影響で意識レベルが低下する可能性があるため、死後事務の契約を先行。<u>公正証書遺言の作成も引渡人の指定もしない</u>ことに決定。 ・死後事務の契約後、約1か月で逝去。 ・死後事務執行後、<u>相続人や遺産等の調査業務を弁護士へ委託</u>。弁護士より、法定相続人である兄弟へ遺産を引き継ぎ。
-------	--

32

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 - 死後事務委任事業まとめ

① 福岡市社協内での包括的な支援体制

死後事務委任事業契約者の日常生活から終末期にわたり、
日自・法人後見事業や市民後見人による支援によって、
包括的な支援体制を構築



33

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 - 死後事務委任事業まとめ

② 各種実績

単位:件

ずーっとあんしん安らか事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	328	443	430	426	459
新規契約件数	10	7	5	5	7
解約件数	9	9	9	3	4
うち、死後事務実施	7	4	6	1	3
契約者数	82	80	76	78	81

やすらかパック事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	233	400	322	231	340
新規契約件数	7	8	5	1	9
解約件数	2	3	3	4	2
うち、死後事務実施	1	2	1	3	1
契約者数	42	47	49	46	53

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 - 死後事務委任事業まとめ

③ 死後事務二事業の比較表

	ずっとあんしん安らか事業	やすらかパック事業
実施主体	福岡市社会福祉協議会	委託業者(NPO法人)
対象年齢	契約時原則として70歳以上	契約時40歳以上90歳未満
子どもの有無	なし	相談に応じる
入会金	15,000円	なし
利用料	年会費 10,000円	月3,000~8,500円
預託金	葬儀等 500,000円~ 家財処分 業者見積による	不要
葬儀内容	本人の希望	直葬のみ、業者指定不可
納骨	本人の希望	原則指定不可 (県内のみ指定可)
定期連絡	有り	なし(※声の訪問等の利用必須)
定期訪問	有り	有り
入退院支援サービス	オプション(※別途料金)	なし
書類預かりサービス	オプション(※別途料金)	なし
引渡人指定	必要 ※公正証書遺言で代替可能	不可 ※(自筆証書)遺言作成必須

35

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 - 死後事務委任事業まとめ

④ 事業効果

1. 契約者本人にとっての効果

- 安心感の確保
- 自分らしい生き方の実現(QOLの向上)
- 他の支援へのつながり

2. 実施主体・関係者にとっての効果

- 職員の小熱支援への理解を深化、ノウハウの蓄積
- 地域からの信頼の向上
- 本来業務への専念

3. 地域・社会にとっての効果

- 孤独・孤立対策
- 支援ネットワークの形成
- 地域共生社会の推進

36

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 - 死後事務委任事業まとめ

⑤ 課題

1. 制度の狭間への対応

パッケージ支援事業を「制度」として運用する以上、
制度の狭間にあって**支援対象外**となる方が存在

2. 支援スキルの向上と人材確保

終活や死後事務は**専門知識**を習得する環境が不足
福祉人材の担い手不足

3. 家族を前提とした法律や商慣習による制限

民法をはじめとした各法律や、
アパートの賃貸契約や施設への入所・退去手続き時、
携帯電話の解約手続き等、
家族でない第三者では手続きが制限されることが多い

37

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 - 死後事務委任事業の参考

参考 ① 死後事務委任事業の種類

種類	概要	備考
<u>預託金</u>	契約時の一時預託	高額な一時金が必要
	分割払での預託	分割払途中に死亡時の対応
<u>事前支払</u>	預託金相当額を支払	途中解約時の返金
<u>保険</u>	死亡保険	健康状態が影響
	損害保険	死亡保険より高額になる可能性
<u>信託</u>	死後事務及び費用を信託	預託金と比較して、安全性が高い 半面、費用が高額化しやすい

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 - 死後事務委任事業の参考

参考 ② 死後事務委任事業以外の終活支援の例

種類	概要	事例
終活相談	地域住民の終活に関する相談を受け、課題整理や社会資源の紹介などをするもの。	・福岡市 ・北九州市 など
終活情報登録	死後事務の契約者に限らず、自身の万が一に備え、緊急連絡先、持病、葬儀の生前契約、納骨先などの情報を登録し、警察・消防、医療機関、指定した者から照会があったときに、その情報を伝達するもの。	・横須賀市 ・逗子市 ・石狩市 ・豊島区 ・岐阜市 など
ガイドライン	身寄りのない方に関わる全ての人・機関に向けて、「啓発」、「課題の共有」、「活用できる制度」などの情報をまとめたもの。	・魚沼市 ・松江市 ・多度津町 ・南箕輪村 など

39

2. 終活を切り口とした権利擁護支援 - 死後事務委任事業の参考

参考 ③ 主体的に事業を展開するための財源確保

新たなファンディング手法の開発・活用

- ・「マンスリーサポーター」獲得に向けた仕組み作り
- ・「クラウドファンディング」ノウハウ蓄積 等



「遺贈」の拡大戦略

- ・「遺言信託」「生命保険信託」等信託の仕組みを福祉課題解決に組み込んだ「金融型福祉商品」の開発
- ・金融機関との連携の拡大
- ・終活や空家バンクとの連携の拡大
- ・弁護士、司法書士等「士業」との協働の深化
(県弁護士会員約1,000名に遺贈啓発リーフレットを配付)



企業との協働

- ・「SDGs実践プラットフォーム」の構築
- ・「寄付つき商品事業」の拡大 等



1. 社会状況からの要請

家族等のつながりが希薄になり、頼れる身寄りのないまま暮らす方が増加。
「もし自分に何かあったら、どうなるのか」といった不安を抱えながら日々を
過ごしている方が少なくない。

2. 支援者が果たすべき役割

「終活支援」という枠にとどまらず、
身寄りのない方への支援を切れ目なく続けること、
住民や地域団体、関係機関が互いに支え合える仕組みを広げること、
そして、支援の経験を地域の学びや仕組みづくりに生かしていくこと。

終活支援を通じて、「個人の課題」が同時に「地域の課題」でもある
ことが見えてくる。
身寄りのない方を支援する中で、行政や医療・福祉・葬祭・法律など、
さまざまな分野と課題を共有し、手を取り合って、
誰もが最期まで安心して暮らし、旅立てる地域づくり=地域共生社会の実現
につながる、と考えている。

-----MEMO-----

新たな権利擁護事業の構想案 について

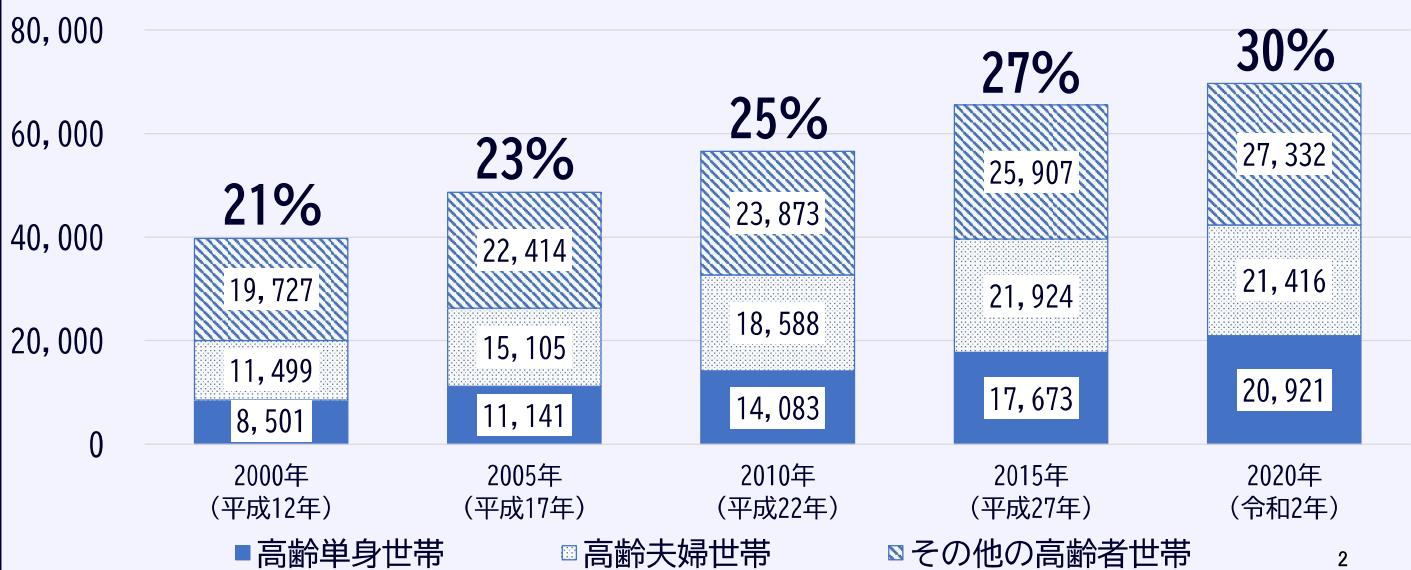
身寄りのない高齢者の孤立を防ぎ、権利と暮らしを守る新たな支援基盤の構築



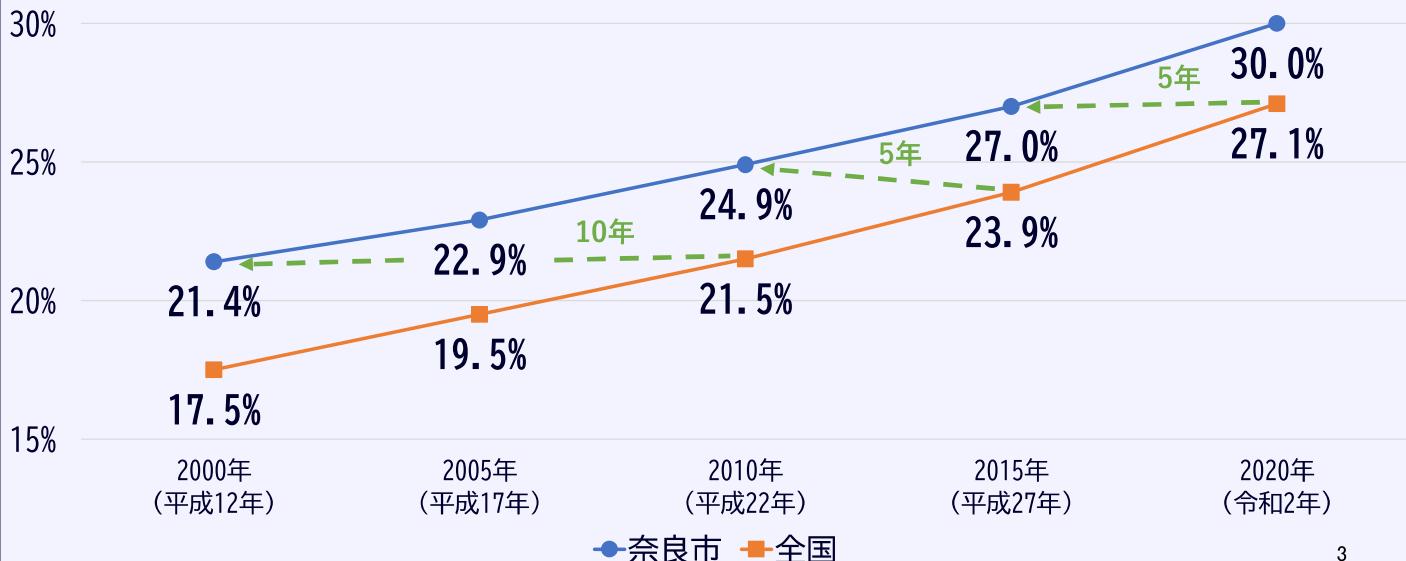
奈良市の高齢者を取り巻く現状

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

奈良市における 65歳以上の高齢者がいる世帯の推移



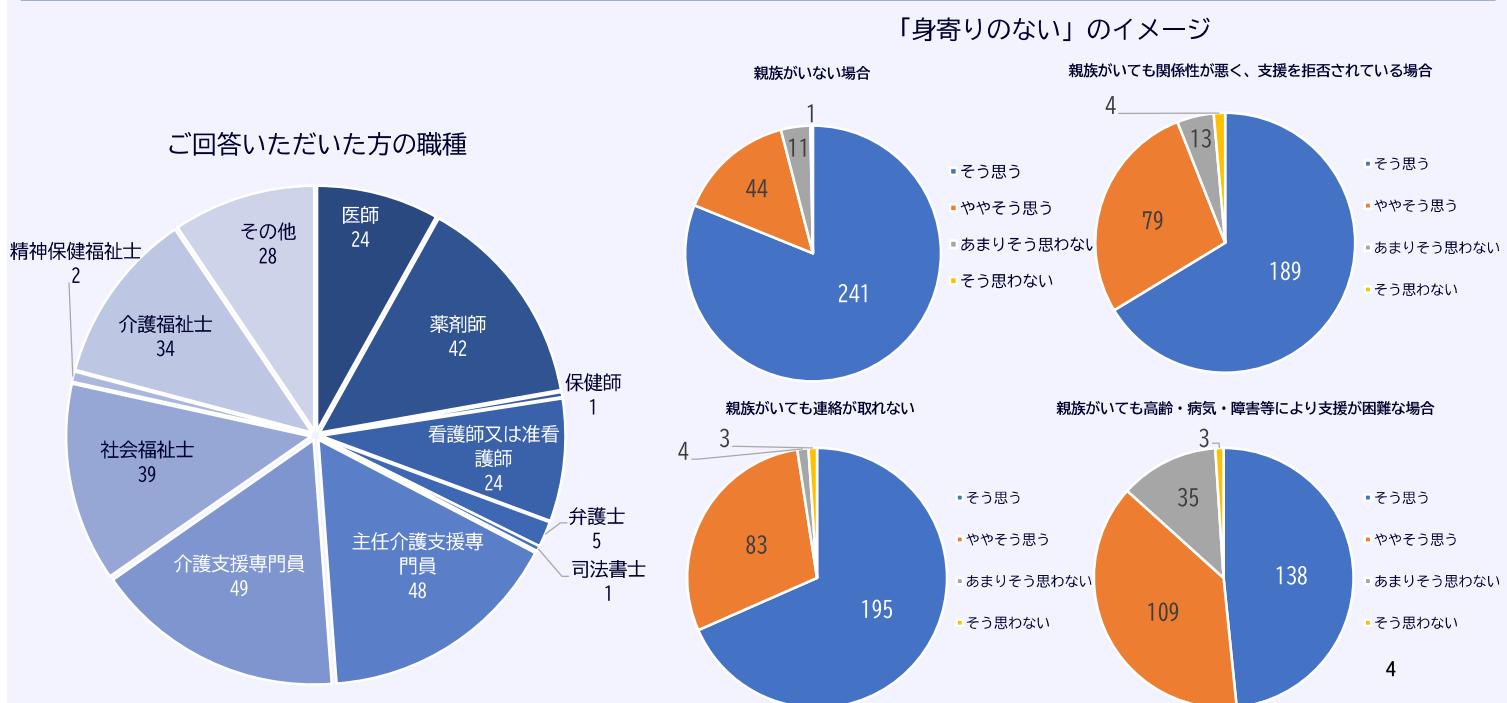
高齢単身世帯の割合（全国比較）



3

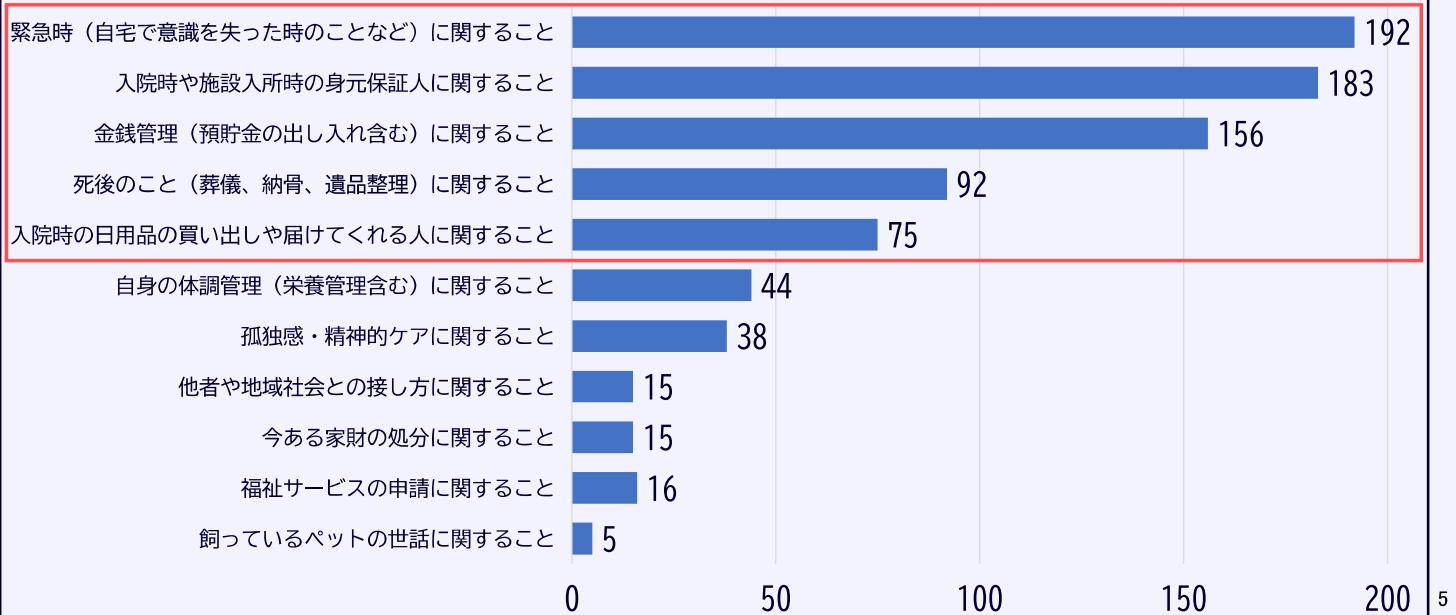
身寄りのない高齢者の支援に関する調査

■ 調査期間 令和7年6月24日～令和7年7月13日 ■ 調査方法 WEB ■ 回答者数 297名



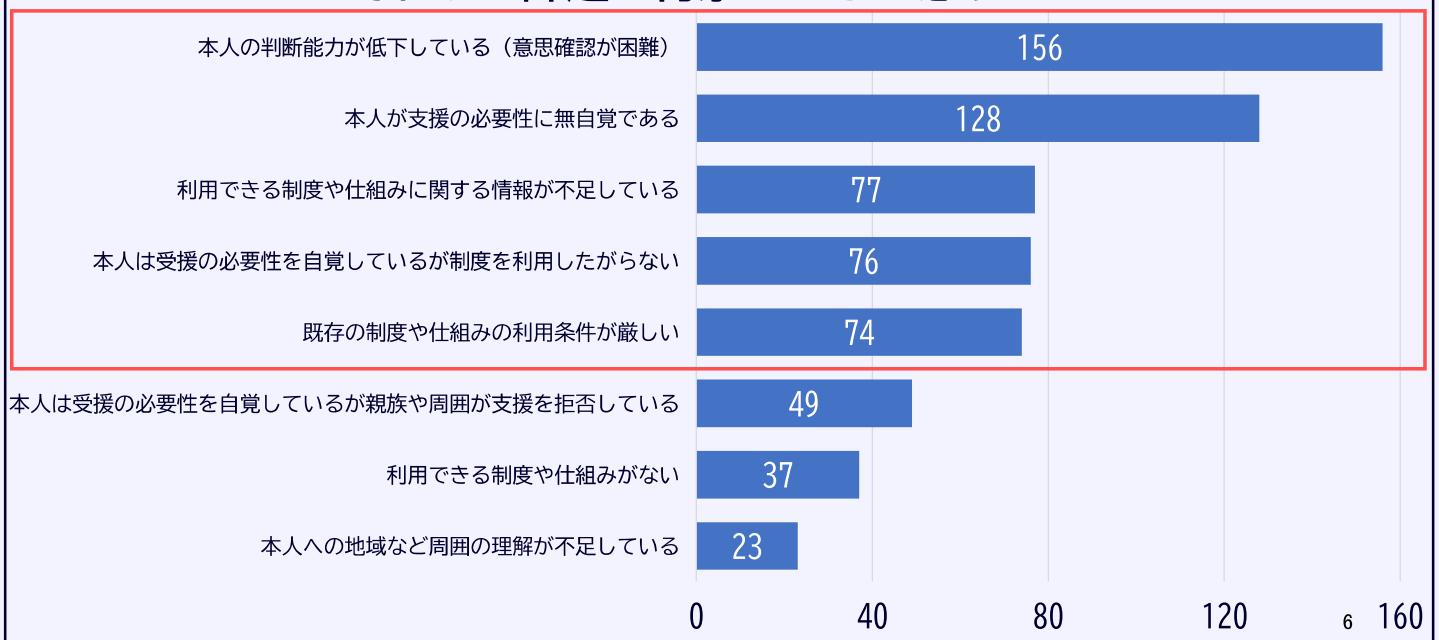
奈良市の高齢者を取り巻く課題

身寄りのない高齢者が直面している課題（本人視点で）



奈良市の高齢者を取り巻く課題

それらの課題の背景にあると思うもの



調査から見えてきたこと

求められている支援は…

- 身元保証に關すること
- 日常生活支援に關すること
- 死後に關すること

その支援を届けるためには…

- 判断能力があるうちから
- 特に支援の必要性に無自覚な人や、サービスの利用に躊躇している人に焦点を当てて
- 必要な情報を届ける

そんな、今注目されている「高齢者等終身サポート事業」ですが・・・

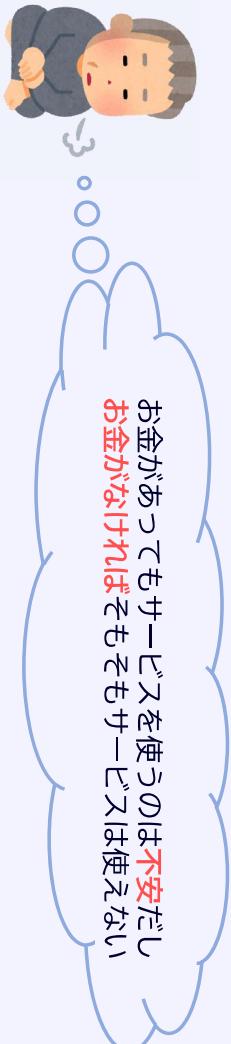
現状

- ・監督官庁や法規制の不在
- ・小規模事業者の乱立

問題

- ・消費者保護が不足（高額契約やサービスの未提供など）
- ・品質が不安定

お金があつてもサービスを使うのは**不安**だし
お金がなければそもそもサービスは使えない



高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（令和6年6月）

- ・内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）
- ・内閣府 独孤・孤立対策推進室
- ・金融庁
- ・消費者庁
- ・総務省
- ・法務省
- ・厚生労働省
- ・経済産業省
- ・国土交通省

身寄りがなく経済的に余裕のない高齢者であつても、人生の最後まで安心して過ごすことが
できる支援体制の構築に向けた第一歩として

奈良市権利擁護事業

高齢者の孤立を防ぎ、権利と暮らしを守る新たな支援



身寄りがなく資力も限られている高齢者のうち
判断能力のある人

奈良市終活情報登録サービス

Webフォームを活用した情報登録（保管）サービス

- 基本料金は**無料**
- 登録は**いつでも可能**
- もしもの時に**指定した人へ情報を提供**

※消防・警察・医療機関へは、サービス利用時の同意に基づき、もしもの時に特定の情報のみ提供

年齢や属性を問わず
全市民

9

厚生労働省「令和8年度 予算概算要求の主要事項」より抜粋

▶身寄りのない高齢者等に対する見守り、入院・入所等の手続支援

拡充 「日常生活自立支援事業」及び「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」の実施

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「日常生活自立支援事業」）
社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度概算要求額 46億円（38億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようとする（※）とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。
- 加えて、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組の促進も図る。

※福祉サービス利用援助事業

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（1）日常生活自立支援事業

①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

（2）身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組【加算】

- 身寄りがないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所するために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

＜実施主体＞都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

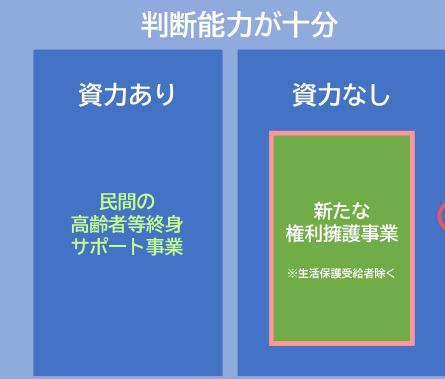
＜基準額＞【1】利用者数に応じて算定 【2】【1の加算】①・②のいずれか実施：3,000千円(※)、①・②両方実施：6,000千円(※)

＜補助率＞ 1/2 <負担割合> 国1/2、都道府県・指定都市1/2

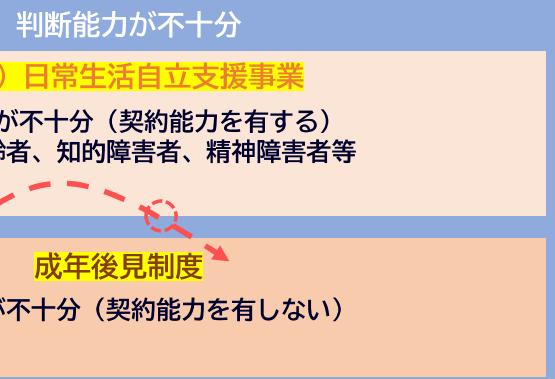
※委託先の取組に応じて加算

10

身寄りのない高齢者



身寄りのない高齢者以外



身寄りなき人の終活支援 ～おひとりさまの増加にどう対応するのか～

私たちが取り組むべき課題を探る



奈良市権利擁護センター

井上 啓子

(社福)奈良市社会福祉協議会

奈良市権利擁護センター



■ H30開設(奈良市社協受託)

■ 成年後見制度利用促進の中核機関

- ・窓口、電話相談
- ・自治会、民生委員、専門職の研修会などで啓発
- ・申立てが必要なケースに対する書類作成の助言
- ・権利擁護支援の担い手(市民後見人等)の養成、家裁への推薦、活動支援
- ・受任調整会議など支援方針の検討

■ 権利擁護支援に関する幅広い相談窓口として

- ・「弁護士派遣制度」「専門職相談(弁護士・司法書士)」の開催
- ・窓口、電話相談

■ 相談件数、内容

- ・年間 約400件

- ①成年後見制度に関すること、②金銭管理に関すること
- ③病気や健康に関すること、④終活に関すること、⑤遺産相続のこと ……)

■ 法人後見事業

- ・H25事業開始
- ・現在 知的障害者 2件(最多 9件)
- ・日常生活自立支援事業からの移行ケースを受任

■ 日常生活自立支援事業

- ・契約件数推移(カッコ内は生活保護受給者数)

令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年12月末
163(112)	139(91)	126(81)	119(75)	110(70)

※待機者 10件(内、生活保護受給者 9件)

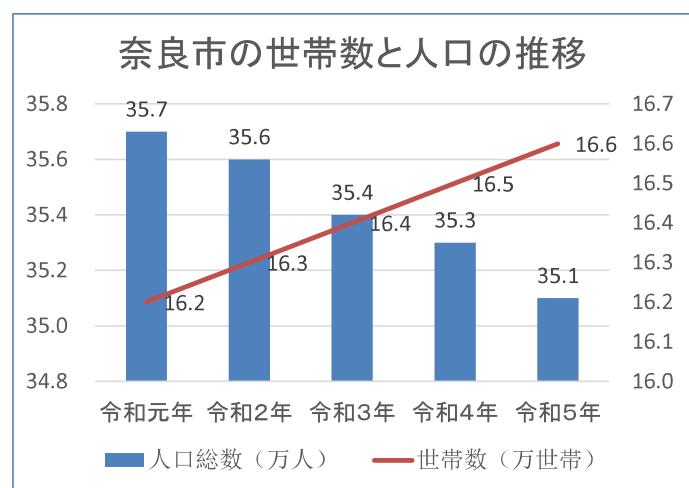
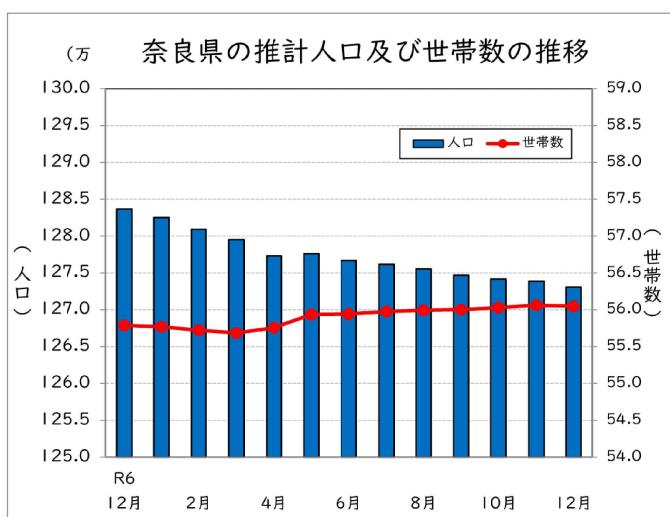
R2 契約者+未契約者(≠待機)→200件を超え、職員がパンク状態に。

→新規受付をストップ →支援体制や支援方針の見直し

R5 新規受付を再開 →アセスメントやモニタリングの強化

※持続可能な事業の継続を目指す →対応しきれないケースが顕在化

権利擁護支援が必要な方が増えている



特殊詐欺(令和7年12月末)

被害件数323件(前年比+53件)
被害額約23億4,030万円(県警HPより)

SNS型投資・ロマンス詐欺(同左)

被害件数212件(前年比-31件)
被害額約34億7,680万円(県警HPより)



①支える若年層が減って高齢者が増加

②独居世帯の増加や家族や地域での関係性の希薄化

③社会が複雑化し、詐欺や犯罪も多様化

終活支援事業が必要と感じる具体的な事案

■ 日常生活自立支援事業(対象者は「おひとりさま」が多い)

- ・認知症が進行していく高齢者

入院や入所、転居時に身元保証、緊急連絡先などを求められ停滞

葬儀、残置物撤去の意思を担保できない

死後、病院・福祉サービス事業所・大家さんへの支払いができない

後見申立てしたけれどこれでよかったのかどうか

→元気なうちはどんな風に考えておられたのだろう…

■ 権利擁護センター(本人、家族、支援者、大家などからの相談)

- ・民間の終活支援サービスを利用できる資力がない

- ・倒れたら市役所の人が家族の代わりにいろいろしてくれるだろう

- ・子どもには頼りたくない

- ・なんでもいいからできるだけ安く済ませたい

- ・借主が知らない間に入院して亡くなっていた どうしよう

→十分な備えもできずに不安やリスクにさらされていく…

5

市の取り組みについて(権利擁護支援推進会議の意見をふまえて)

1. 対象者・支援の方向性

- ・“資力は少ないが将来に備えたい人”からスマールスタート
- ・無理な成年後見制度利用を減らす効果が期待できるのでは

2. 必要な体制・専門性

- ・専門職配置または後方支援体制が必須
- ・判断能力が低下した人への既存支援は限界があり、体制整備が急務

3. 相談窓口同士の連携・強化

- ・地域包括支援センター・相談支援事業所・地域など、一時相談窓口との連携強化。共にアセスメントを行う取り組み

4. 民間・地域との協働

- ・民間事業者との連携(マッチング)のしくみ
- ・元気な方向け「学びの場」で自己決定を支える
- ・啓発活動↔地域の見守り活動

5. 行政の役割

- ・“相談+つなぎ”と“支援パッケージ”的両輪を継続させる体制が必要

マンパワーの問題について(克服方法)

- ・自分たち(社協)のできないことをできる人とつながる
→法律、葬儀会社、整理業、居住支援法人、お寺…
→「権利擁護支援(市民後見人等)の担い手養成講座」修了者の皆さんと
共に進める体制

大切にしたいこと

- ・費用や仕組みの整備にとどまらず、本人の選択を支えるプロセスと
して位置づける
- ・最期の選択とともに考える終活支援

中山間地域における終活支援体制の検討

～宇陀市の現状と事業開始に向けた取組～

令和 8年 1月 31日(土)
宇陀市権利擁護センター 貝田勝也



宇陀市の概況

(令和7年11月1日現在)

人口: **26,203 人**

65歳以上: **45.3 %** 75歳以上: **26.7%**

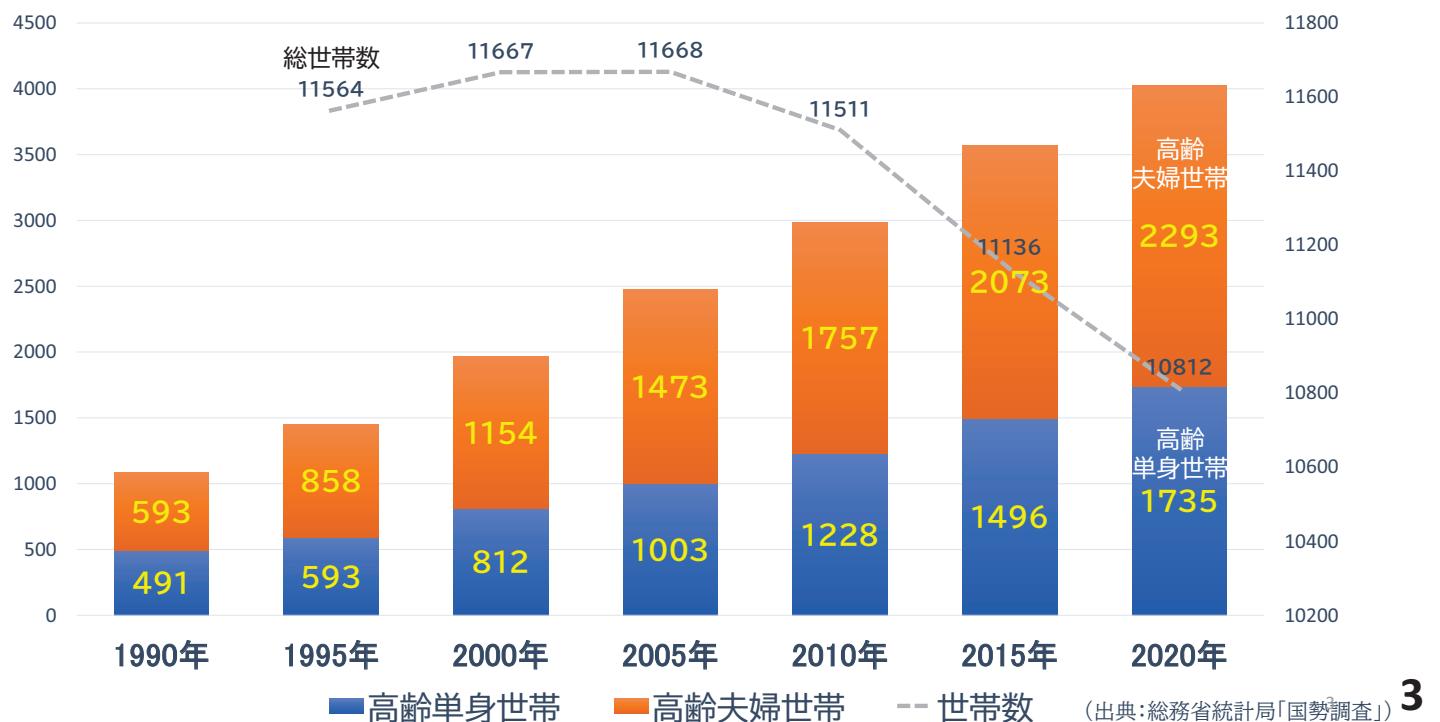
総面積: **247.62 km²**

山林: **72%** 宅地: **4%未満**

→ **集落が点在し、支援の移動距離が長い！**

	宇陀市 (R7.11.1)	奈良市 (R7.1.1)
人口	26,203人	347,187人
総面積	247.62km ²	276.94km ²
65歳以上	11,876人 (45.3%)	112,406人 (32.4%)
75歳以上	7,002人 (26.7%)	66,881人 (19.3%)
15歳未満	1,977人 (7.5%)	37,487人 (10.8%)

宇陀市の高齢単身世帯・高齢夫婦世帯数の推移



高齢者世帯の増加により起きている問題



身寄りのない高齢者をめぐる**身近な事例**



<事例①>

- ・ 日常生活自立支援事業利用者
- ・ 指定受取人は、遠方の姉
- ・ ゴミ屋敷で犬と生活
- ・ 親族には「世話になりたくない」

5

身寄りのない高齢者をめぐる**身近な事例**



<事例②>

- ・ ひとり暮らし高齢者
- ・ 生活保護受給者
- ・ 地域の中で日常的な接点
- ・ 家族のことは「話したくない」

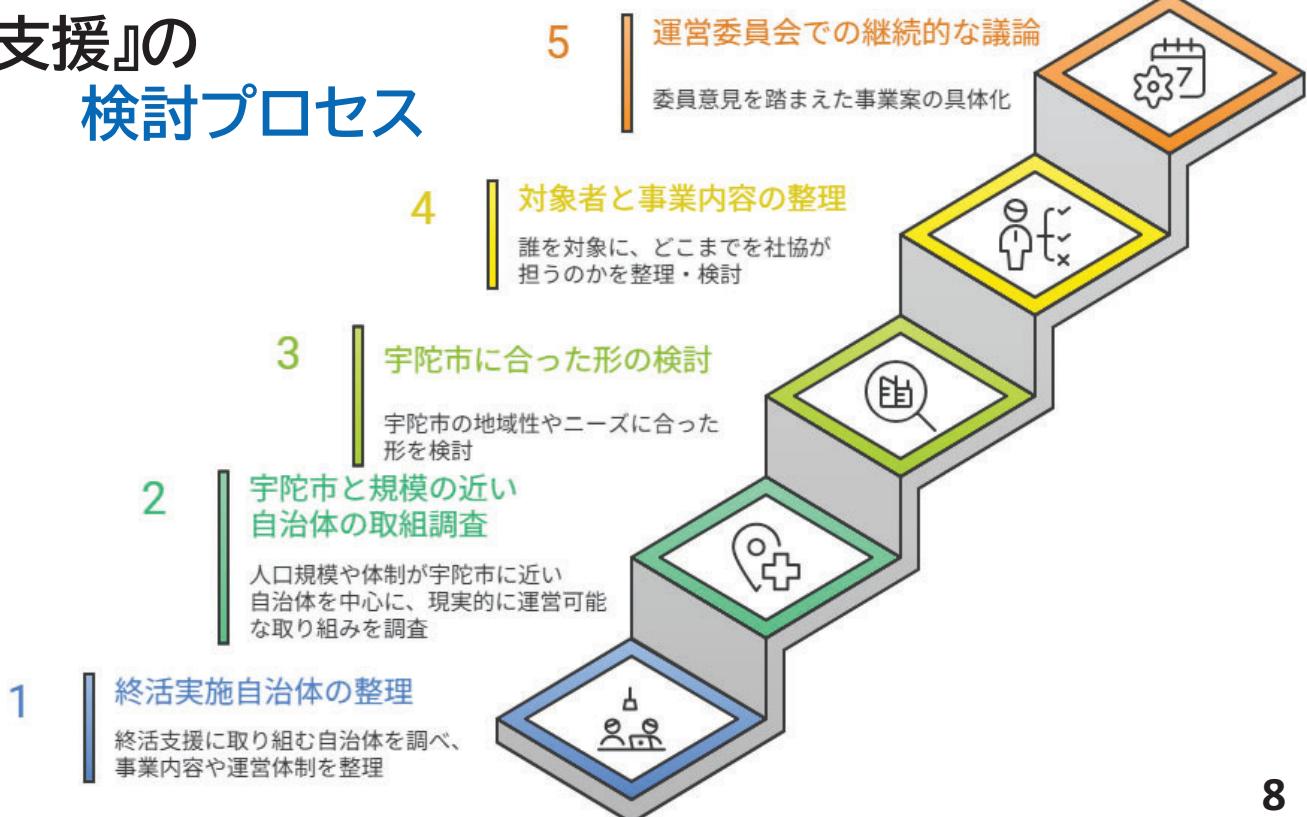
6

なぜ社協で『終活支援』なのか？



7

『終活支援』の 検討プロセス



8

身寄りがなくても、最期まで安心して暮らせる仕組みづくり

終活支援

成年後見制度

身寄りなし高齢者

葬儀・死後の行政手続き

医療費・利用料等
未払金の精算

家財処分・住居の引渡

財産管理

契約行為

入院・入所時支援
身元引受

日常的な見守り



9

「みまもり」を基盤とした終活支援の仕組み

＜基本＞
みまもりサービス
定期的な訪問と
電話等による見守り



入院・入所時支援 <オプション>



- ・緊急連絡先・身元対応
- ・入院・入所中の金銭管理
- ・通帳・印鑑・重要書類の預かり
- ・必要物品の購入・郵便物等の対応

遺言作成支援 <オプション>



- ・面談による意思・希望の整理
- ・エンディングノートを活用した内容確認
- ・自筆証書遺言・公正証書遺言作成への支援

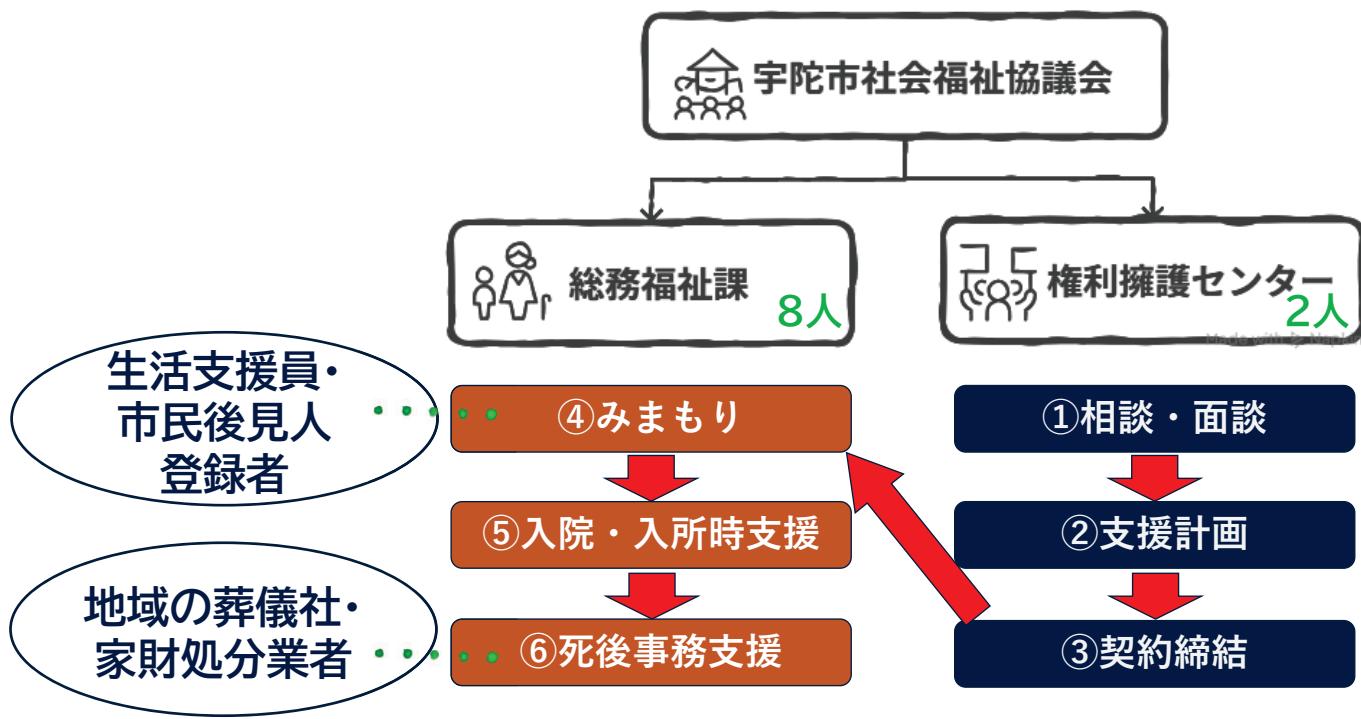
死後事務支援 <オプション>



- ・葬儀・火葬・埋葬等に関する事務手続き
- ・債務・未払金の整理・精算
- ・家財処分・賃貸住宅の明渡し対応

10

社協が担う終活支援事業の運営体制(案)



11

宇陀市で進める「おひとりさま支援事業(案)」

「今あるお金で、
希望を形にする」

「今、お金がなくても
これから備えられる」

預託金方式

<メリット>

- ・希望に合わせた費用設計
- ・確実な死後対応

保険金方式

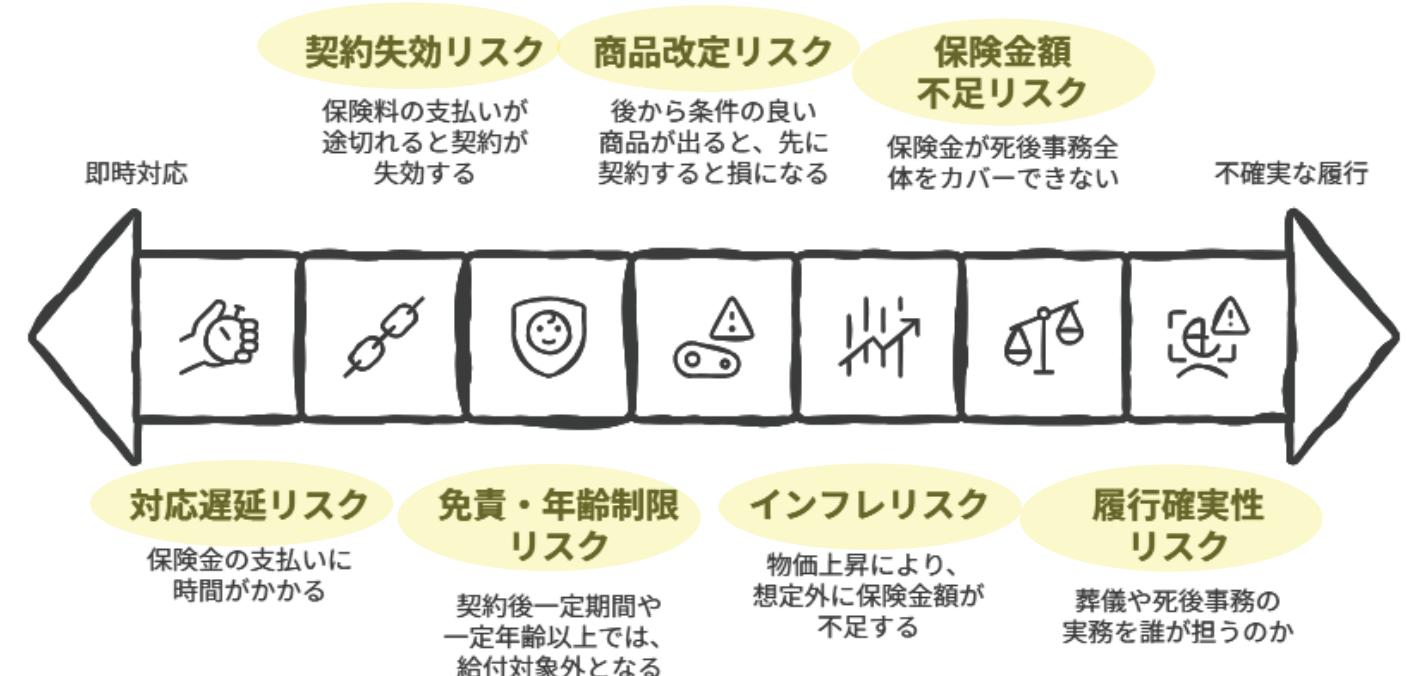
<メリット>

- ・将来の費用負担が、見えていて安心
- ・最期まで支援がつながる安心感



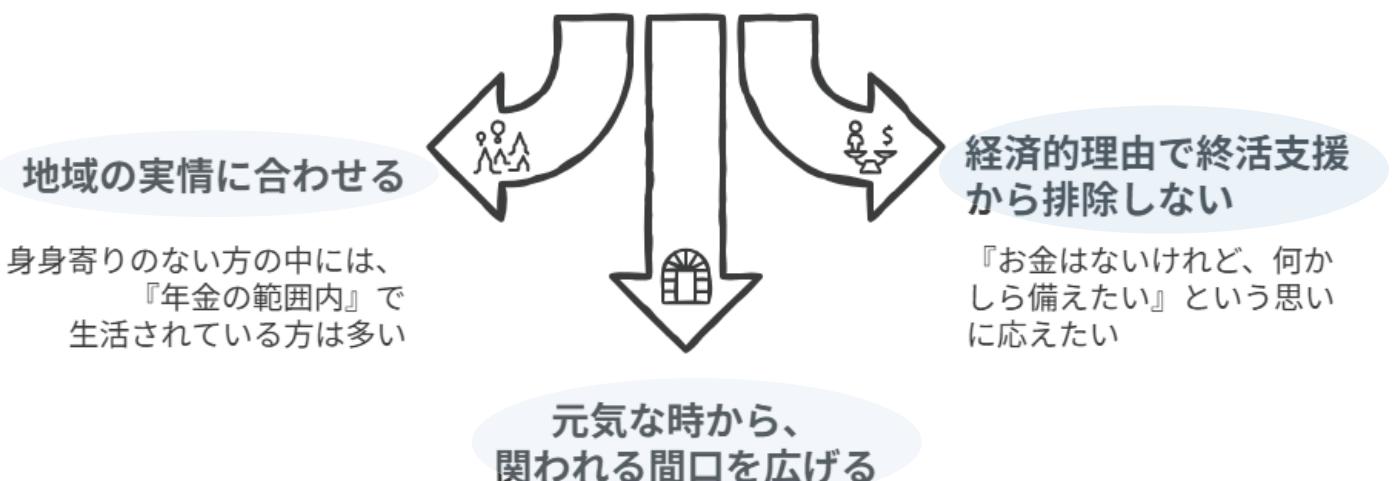
12

「保険金方式」実施にあたっての現実的な課題



13

それでも、終活支援に 「預託金方式」「保険金方式」を併用する理由



14



15